

「2020年合格目標 LEC 山下道場 前日ヤマカケ講座」から
第52回社労士試験【選択式】 国年法 空欄Aの出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RL20128 p.28]

【選択式】法4条 この法律による年金の額は、**国民**
の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場
合には、変動後の諸事情に应ずるため、速やかに改
定の措置が講ぜられなければならない。

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。

本試験出題はこうでした!

第52回 社労士試験 問題
〔選択式〕 国民年金法 【空欄A】

- 1 国民年金法第4条では、「この法律による年金の額は、 その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に应ずるため、速やかに の措置が講ぜられなければならない。」と規定している。

解答 → ①国民の生活水準

(解答 → ⑦改定)